

日本学術会議法人化準備委員会運営要綱

〔 令和 7 年 8 月 29 日 〕
日本学術会議第 389 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議法人化準備委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、法人化後の日本学術会議の組織体制やガバナンス等、法人化に伴い検討が必要な事項について審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の 2 名の会員及び会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（分科会）

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成	備考
会員選任制度検討分科会	1. 法人発足後の会員選任制度の検討に関すること 2. 会長選考制度の検討に関すること	会長の指名する副会長及び各部の 2 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日
日本学術会議憲章検討分科会	日本学術会議憲章の見直しに関すること	会長の指名する副会長及び各部の 2 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日
自己資金検討ワーキンググループ	自己資金獲得の方策及び運用上のルールを検討に関すること	会長の指名する副会長及び各部の 1 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日

（庶務）

第 6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、

委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。